

29 日 獣 発 第 132 号

平成 29 年 7 月 19 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**厚生労働省組織令等及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編について**

このことについて、平成 29 年 7 月 10 日付け生食発 0710 第 56 号をもって、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、平成 29 年 7 月 7 日に厚生労働省組織令等の一部を改正する省令(平成 29 年政令第 185 号)が、また同月 11 日に厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 71 号)が公布され、ともに 11 日から施行されることに伴い、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部等が再編される旨、本会関係者に対する周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

生食発0710第56号
平成29年7月10日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令等及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編について

標記について、各都道府県知事、政令市及び特別区長宛て別添のとおり通知したので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。



薬生発0710第1号
生食発0710第56号
平成29年7月10日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公印省略)

厚生労働省組織令等及び厚生労働省組織規則の一部改正に伴う医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編等について

厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（平成29年政令第185号）が平成29年7月7日に、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第71号）が同月11日に公布され、ともに11日から施行されます。これにより、医薬・生活衛生局、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部等の組織再編が行われることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等への周知等について対応方よろしくお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

近年の保健医療分野の技術革新等に対応するため、医学的知見に基づき厚生労働省の所掌事務を総括整理する職として、「医務技監」を設置するとともに、

内閣の最重要課題である「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援・児童虐待防止」、「生産性向上」の課題に的確に対応するため関係部局を再編する。

「生活衛生・食品安全部」については、組織再編の全体調整の中で廃止されるが、当外部門は、国民の健康危機管理の上で、引き続き極めて重要で社会的関心も高く、多様で専門性の高い業務であるため、局長を補佐し、生活衛生・食品安全部門を総括整理する職として、「生活衛生・食品安全審議官」を設置する。

第2 改正の内容

1 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の組織再編について

- (1) 生活衛生・食品安全部を廃止し、同部が分掌していた生活衛生・食品安全部門を医薬・生活衛生局に一元化する。なお、これに伴う所掌事務の増減はない。
- (2) 当該部門の事務を総括整理する職として、大臣官房に生活衛生・食品安全審議官を設置する。
- (3) 企画情報課を生活衛生・食品安全企画課に、基準審査課を食品基準審査課に、監視安全課を食品監視安全課に改める。また、食品監視安全課との区別を明確にするために医薬・生活衛生局におかれている安全対策課を医薬安全対策課に改める。

2 その他所要の改正

第3 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された医薬・生活衛生局及び医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

2 生活衛生・食品安全審議官及び改称された課の名称の英訳について

- (1) 「大臣官房生活衛生・食品安全審議官」は、Councillor for

Environmental Health and Food Safety, Minister's Secretariat とする。

- (2) 「医薬安全対策課」は、Pharmaceutical Safety Division と、「生活衛生・食品安全企画課」は、Policy Planning Division for Environmental Health and Food Safety と、「食品基準審査課」は、Food Safety Standards and Evaluation Division と、「食品監視安全課」は、Food Inspection and Safety Division と改めることとする。